

保護者様

松本市立女鳥羽中学校長 普明 秀幸

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

参考

経過	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
症状の例	発症		解熱	1日目	2日目		登校可	
	発症			解熱	1日目	2日目	登校可	
	発症				解熱	1日目	2日目	登校可
月日 解熱日 に○	/	/	/	/	/	/	/	/

治癒報告書

学校長様

年組番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ A・B
発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	年月日
解熱日(熱が下がった日)	年月日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年月日
「発症した後(翌日より)5日を経過し、かつ、解熱した後(翌日より)2日を経過するまで」の日付をご記入ください。	年月日まで

令和__年__月__日

保護者氏名